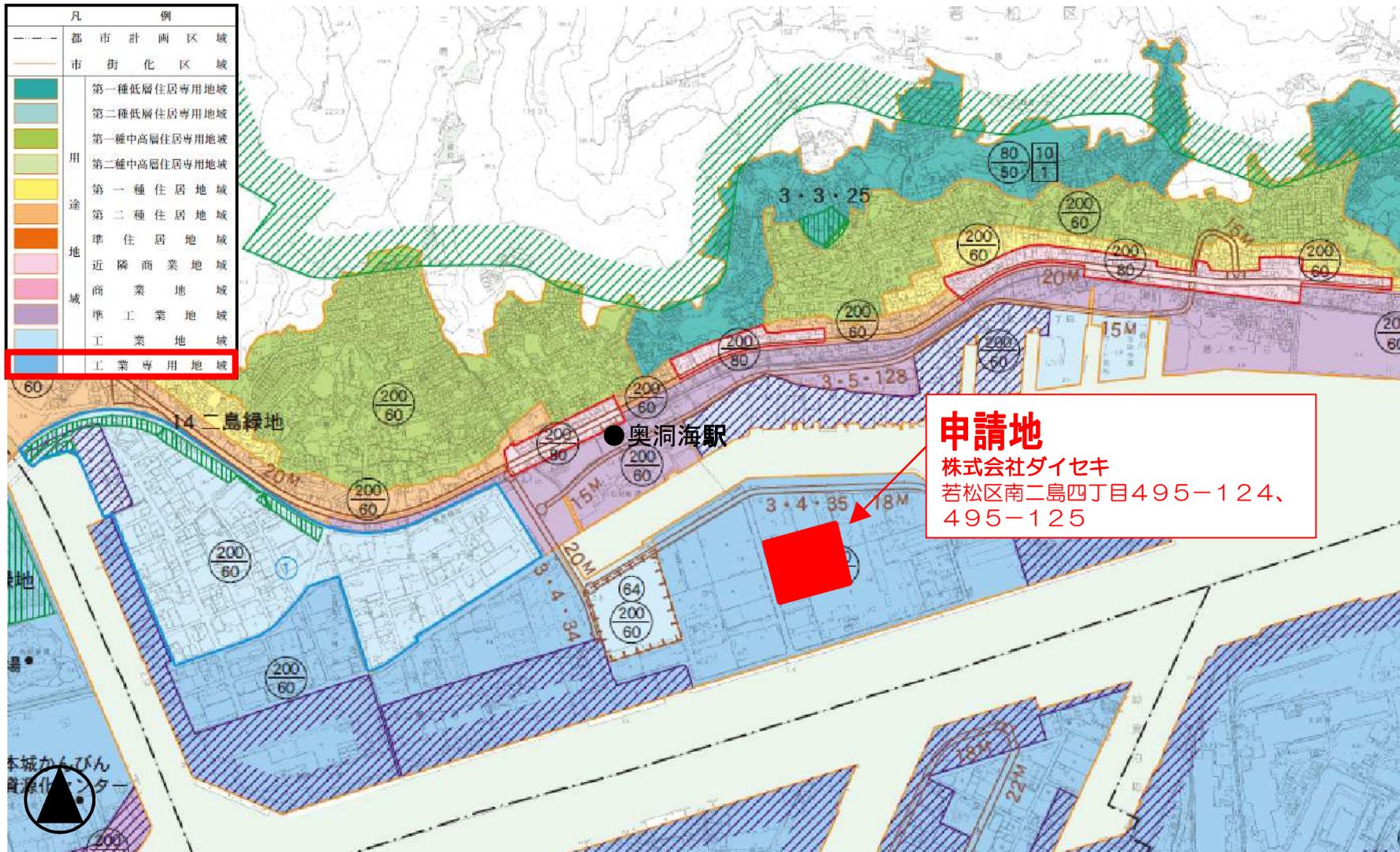
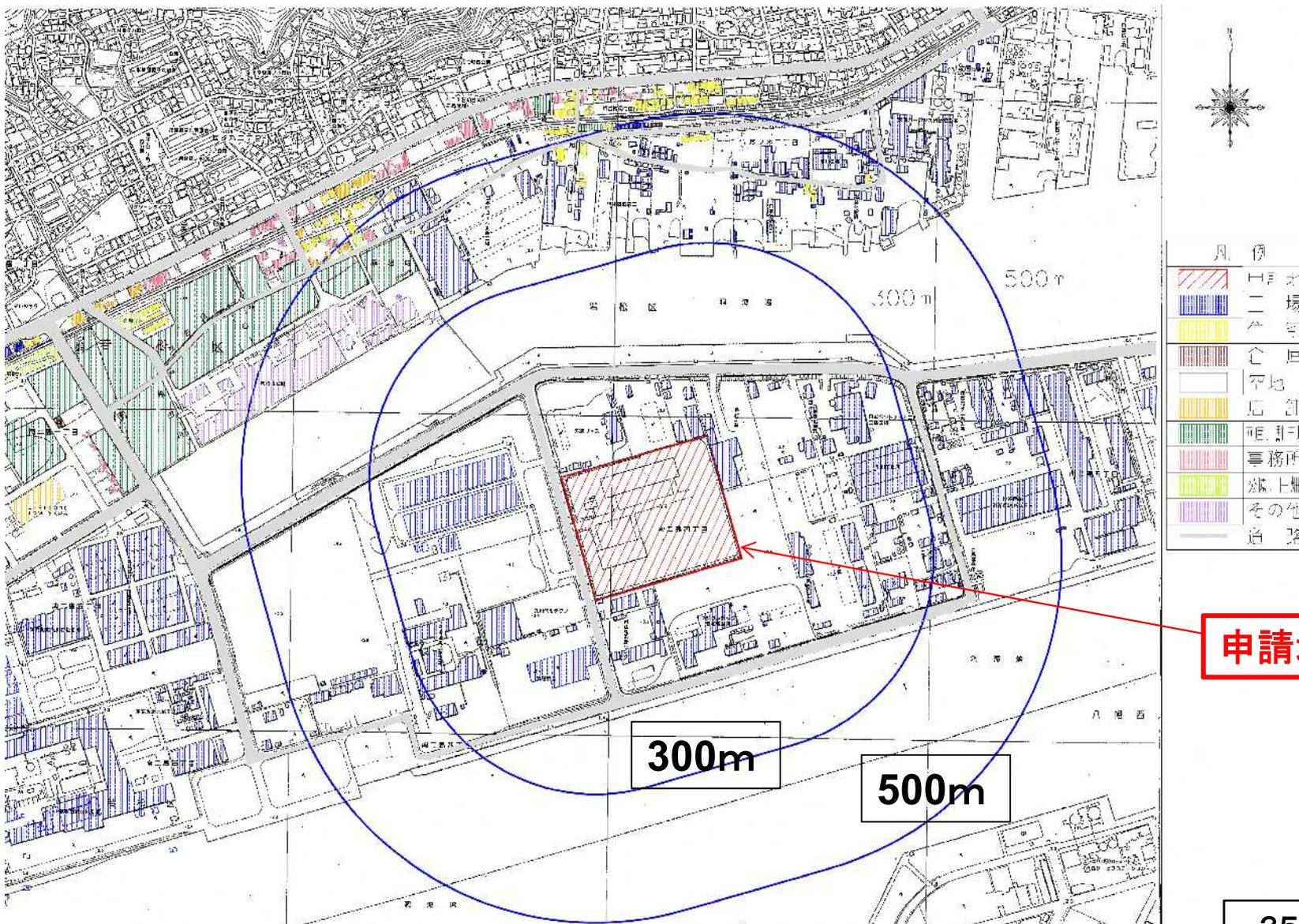


**建築基準法第51条の規定による
 廃酸又は廃アルカリの中和施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【付近見取図(用途地域図)】**



建築基準法第51条の規定による
 廃酸又は廃アルカリの中和施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【用途現況図】



申請地

353-2

建築基準法第51条の規定による 廃酸又は廃アルカリの中和施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】

1. 計画概要

廃棄物は北九州市を中心とした九州全域、広島以西の中国地方の排出事業者から収集運搬業許可を受けた業者により申請地へ搬入する。処理後のリサイクル汚泥等は主に北部九州や中国地方のセメント関連工場に搬出する。

主な運搬経路は、(都市)高速道路、国道、主要地方道を通り、市街地を極力避けた経路となっている。

2. 運搬計画

(1) 搬入出量 (今回計画)

- 搬入 廃棄物 240 m³/日
- 搬出 リサイクル汚泥等 30 m³/日

(2) 搬入出の起点及び終点

- 搬入起点
北九州市内及び広島県以西の10県内
- 搬入終点
申請地

- 搬出起点
申請地

- 搬出終点

<リサイクル汚泥等>

- ・三菱マテリアル(株)九州工場黒崎地区
八幡西区洞南町1-1
- ・日鉄高炉セメント(株)
小倉北区西港町16番地
- ・三菱マテリアル(株)九州工場苅田地区
福岡県京都郡苅田町松原町12
- ・宇部興産(株)苅田セメント
福岡県京都郡苅田町長浜町7
- ・宇部興産(株)伊佐セメント工場
山口県美祢市伊佐町4768
- ・宇部興産(株)宇部セメント工場
山口県宇部市大字小串1978-2
- ・太平洋セメント(株)大分工場
大分県津久見市合ノ元町2-1

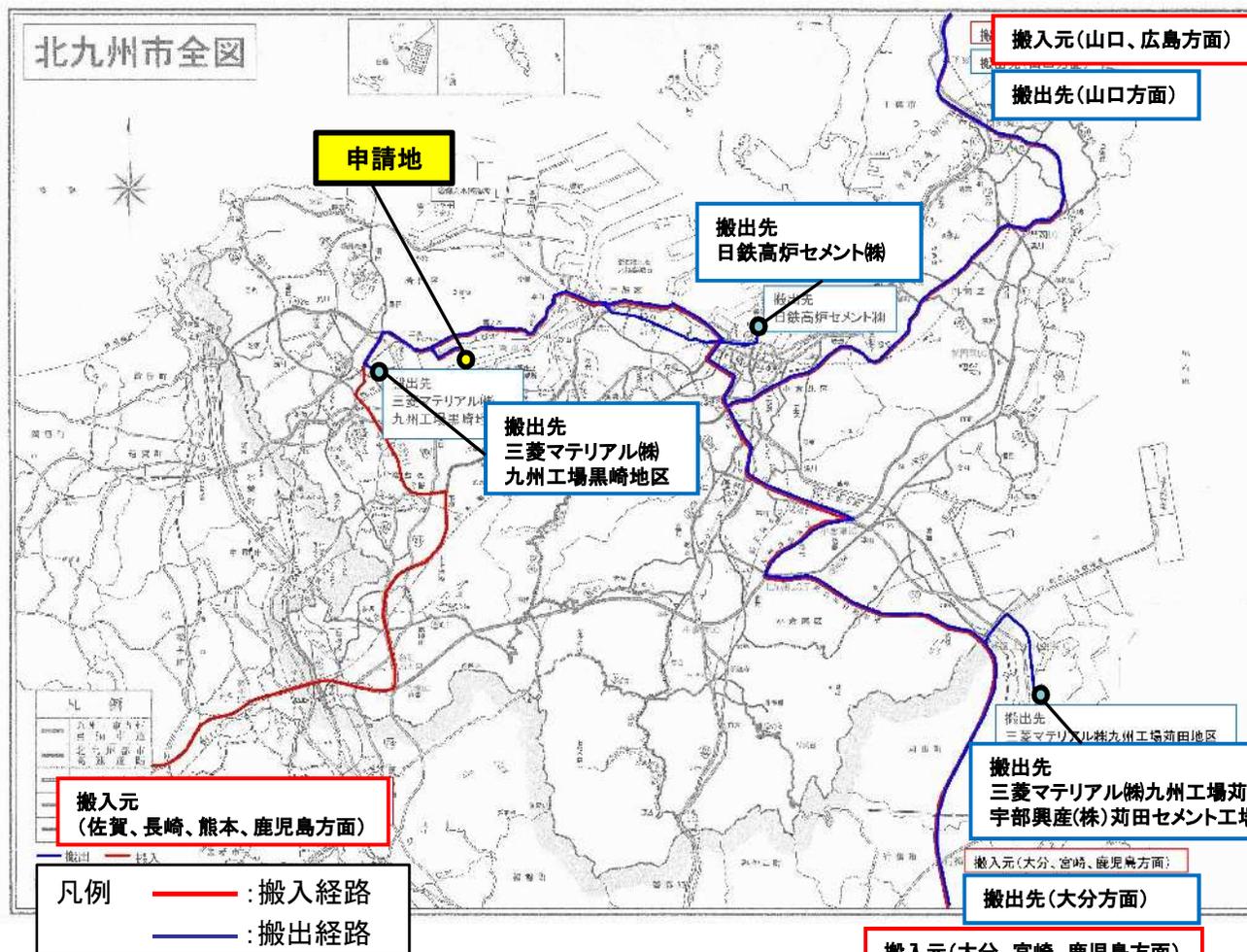
<埋め立て処分>

- ・住吉工業(株)
山口県下関市長府扇町1-23

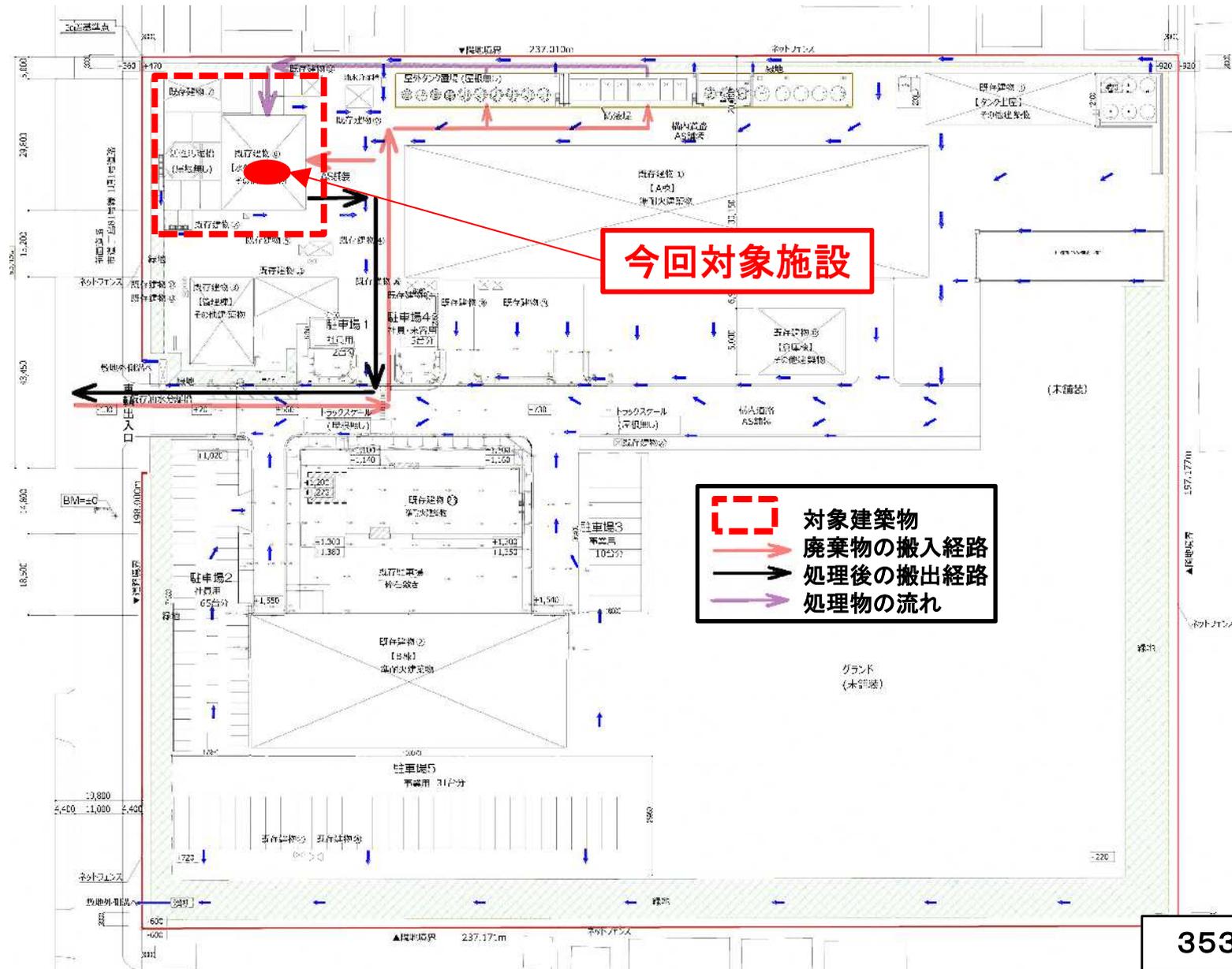
他

(3) 搬入出台数

- 搬入 14台/日→50台/日
- 搬出 10台/日→20台/日



**建築基準法第51条の規定による
 廃酸又は廃アルカリの中和施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【配置図】【搬入出図】**



建築基準法第51条の規定による
 廃酸又は廃アルカリの中和施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
 【処理フロー図】

